子どもたちにゆたかな学びを保障するために、教職員定数改善と教育予算の増額、義務 教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられている。少人数学級の必要性は、中学校においても変わりないことから、小学校に留まることなく実施をすすめていくことが必要である。さらに、きめ細やかな指導を行うために、今後は30人以下学級の実現が不可欠である。これら「中学校における少人数学級の必要性」や「30人以下学級の実現」は、改正義務標準法にかかわる文科大臣の国会答弁の中でも言及されている。

また、教職員が子どもたちと向き合う時間の確保も、重要になっている。いじめの認知件数が2021年度では、約61万件あり、これは2020年度より約9万件増加している。加えて、内閣府の調査では、子どもたちの4人に1人は、落ち込んだときに教員に相談しやすいと答えており、教職員が子どもと向き合う時間の確保は不可欠である。そのためにも、正規の教職員の完全配置に加え、スクール・サポート・スタッフ等を常勤化することで、教職員の負担を解消し、子どもたちに寄り添ってきめ細やかな指導をする余裕が生まれることが期待される。

子どもたちへのきめ細やかな指導と、心の安定に資するためにも、少人数学級実現に むけた教職員定数の改善や、スクール・サポート・スタッフ等の教育職員の常勤化が必 要である。また、その実現にあたっては、必要な財源を国が保障することによって、子 どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが必要である。 よって、次の事項について配慮されるよう、強く要望する。

- 1. 小学校の35人学級を計画的に進め、中学校での引き下げを早急に実施すること。 また、30人以下学級について検討すること。
- 2. ゆたかな学びの環境を実現するための教職員の完全配置と、今日的教育課題解決 のための教育職員の常勤化など教職員定数改善を推進すること。
- 3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月30日

平塚市議会